

国 国 計 第 12 号  
令 和 5 年 7 月 4 日

国 土 審 議 会 会 長  
永 野 毅 殿

国 土 交 通 大 臣  
斉 藤 鉄 夫

国 土 形 成 計 画 ( 全 国 計 画 ) ( 案 ) に つ い て

国 土 形 成 計 画 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 205 号 ) 第 6 条 第 8 項 の 規 定 に  
よ り 準 用 す る 同 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、 国 土 形 成 計 画 ( 全 国 計 画 ) の  
変 更 に つ き、 別 冊 「 国 土 形 成 計 画 ( 全 国 計 画 ) ( 案 ) 」 に つ い て、 貴 審 議  
会 の 調 査 審 議 を 求 め る。